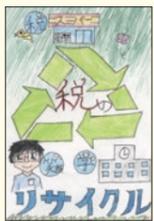


令和2年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞（順不同）



小倉 佳大さん
(駒本小学校 第5学年)



堤 さくらさん
(駒本小学校 第6学年)



二階堂 桜妃さん
(汐見小学校 第6学年)



福本 侑加さん
(昭和小学校 第6学年)



長瀬 陽大さん
(誠之小学校 第5学年)



上原 咲希乃さん
(誠之小学校 第5学年)



秋山 紗世さん
(誠之小学校 第6学年)



山本 すみれさん
(誠之小学校 第6学年)



柿沼 七穂さん
(誠之小学校 第6学年)



堀 智理さん
(誠之小学校 第6学年)



荻村 紗矢香さん
(誠之小学校 第6学年)



岸 香恋さん
(誠之小学校 第6学年)



田尻 恋音さん
(千駄木小学校 第6学年)



保坂 亜沙美さん
(千駄木小学校 第6学年)



石井 公乃さん
(根津小学校 第5学年)



沖 理央さん
(本郷小学校 第6学年)



高橋 怜大さん
(本郷小学校 第6学年)



望月 璃良さん
(本郷小学校 第6学年)



服部 穂花さん
(本郷小学校 第6学年)



福山 丈士さん
(本郷小学校 第6学年)

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

HONGO

税務ニュース

No. 496

令和3年1月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

2021年新年のごあいさつ —— 2~3

今年の抱負 —— 3

法人会あの店・この店 —— 4~5

法人会の活動 —— 6~7

令和2年度納税表彰 —— 8~9

中学生の「税についての作文」受賞作品 —— 10~11

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる —— 12~13

税務署だより —— 14

都税事務所だより —— 15

事務局だより —— 16

新春を迎え、皆様のご健康と安全をお祈り申し上げます

HOJIN HONGO vol.496

事務局だより

我社の一言PR

☞ 会社名：株式会社リアルエステートアドバイザー
 ☞ 代表者：熊田 秀敏
 ☞ 所在地：東京都文京区本郷 3-30-10
 本郷 K&K ビル 5階内
 ☞ TEL：080-4166-5586

地域の発展と皆様のご活躍に繋がる様、精進します。

1月号 編集後記

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては静かな年末年始を過ごされた事と思います。また、例年通りには行かない事が多く戸惑いも続いています。手洗い、マスク、外出自粛や3密を避けて1日も早い終息を願うばかりです。本年も宜しくお願い致します。(吉田 記)

■ 令和3年1月号 (No.496) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人：広報委員長 堀 英幸
 〒113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401

食牛之氣

吞牛之氣

牛に引かれて善光寺まいり

高いは牛の涎

*食牛之氣とは、心構えがこの上なく大きいこと

*吞牛之氣とは、やる気に満ち溢れている事

*牛に引かれて善光寺まいりとは、自分の意思ではなく

他人の誘いによって、よい方向に導かれることのたとえ。

*商いは牛の涎とは、商売のこつは牛のよだれのように細く

長く切れ目なく、気長に辛抱して続けることだということ

(鵜野委員)

謹

賀

新

年

2021

年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。日頃は、法人会活動にご理解をいただき、いろいろな活動を通じてご協力賜り、新しい年を迎えるこの時に、皆様に改めて御礼と感謝を申し上げます。しかし残念ながら昨年は、活動らしい活動はほとんど中止か延期となり、皆様と共にお会いして事業を行えなかったこと、非常に残念に思います。また、オリンピックも延期、各神社でのお祭りも中止となり鬱憤が溜まる1年でありました。ところが昨年の終わりにJAXAの“ハヤブサ2”がりゅうぐうの砂をもって無事帰還できたという、明るいニュースが、もたらされました、本郷法人会60周年記念事業にて、当時のプロジェクトマネージャーの川口様より“ハヤブサ”のご講演を聞かせていただいたこともあり、喜びもひとしお、感動致しました。まさしく日本の実力を世界に知らしめたこと誇りに思います。今年では設立70周年になり、記念事業を検討しています、前回同様皆様の心に残る事業にしたいと思っています。今年、昨年の分も合わせて、法人会活動に勢力を注いでいきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。終わりに、今年中に、新型コロナウイルスが世界から絶滅することを祈念申し上げます。



(公社)本郷法人会 会長
橋立 弘紀

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人本郷法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、橋立会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めながら、地域に密着した様々な事業活動を展開されるなど、税務行政の円滑な運営に、格別のご理解とご協力を賜っており、心から感謝申し上げますとともに敬意を表する次第です。さて、まもなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。昨年からの引き続き、確定申告書作成会場を上野合同庁舎2階(東京上野署)に開設(期間:2/16~3/15)致します。e-Taxにつきましては、スマートフォンからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信の簡略化やマイナポータルとの連携など機能の充実・改善に努めております。会員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するためにも、確定申告をされる社員や従業員の皆様にパソコンやスマートフォンからe-Taxを利用した確定申告をお勧めいただくなど、e-Taxの更なる普及・拡大に向けた取組にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。最後になりましたが、会員の皆様方のご事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



本郷税務署長
横矢 寿彦

社会状況の変化に適応する 課題解決型の区政運営を目指して

あけましておめでとうございます。本郷法人会の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も、地域社会の健全な発展に向けてご尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げます。この度の新型コロナウイルスの感染拡大は、地域経済に大きな打撃を与えるとともに、区民生活にも甚大な影響を及ぼしています。このような中で、基本構想に掲げた本区の将来都市像である「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」」を実現するためには、これまで以上に効率的・効果的な区政運営を推進していく必要があります。昨年、区では新たな行政計画として「文の京」総合戦略の策定をいたしました。今後、施策や事業の展開には絶えず検証を加え、計画期間であっても、柔軟に事業を組み替えるとともに、SDGsやSociety5.0の視点も生かしながら、分野や領域を超えた柔軟な発想により、効果的・効率的な事業展開を図るなど、社会状況の変化に適応する課題解決型の区政運営を推進してまいりますので、皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。結びに、貴会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



文京区長
成澤 廣修

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。本郷法人会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、東京都の税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、東京都では、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の推進の両立に取り組んでおりますが、夏のオリンピック・パラリンピックの開催に向け、更に感染症対策に万全を期してまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。また、感染拡大防止の観点からエルタックス(eLTAX)による電子申告・電子納税の利用促進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京区税務所長
添田 和美

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本郷法人会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も法人会の皆様から東京税理士会本郷支部の活動に対して、多くのご協力を賜り、心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業者の皆様は多大な影響があったと思います。税理士会としても経営環境の変化に応じて、事業承継等のよき相談相手として貢献していきたいと考えております。結びに、法人会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



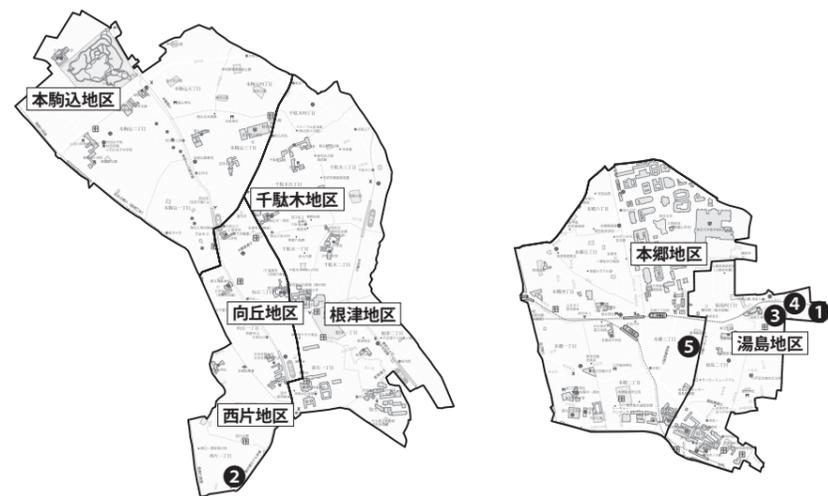
東京税理士会
本郷支部支部長
石黒 徹

今年の抱負を一言

- 五十嵐 正樹 (副会長)**
本年は最低限のコミュニケーションで最良の結果を得られるよう最大限の努力を致します。
- 平出 信隆 (副会長)**
新年あけましておめでとうございます。今年、大勢の会員が集まれる会で、法人会創立70周年を迎えましょう。
- 吉田 久夫 (副会長)**
新年あけましておめでとうございます。昨年はコロナ禍により大変な年になってしまいました。本年は一日も早い収束を祈り通常の生活に戻れる事を願い、皆様にお会いできるのを楽しみにしております。
- 田中 元浩 (常任理事・総務委員長)**
明けましておめでとうございます。コロナが終息し、今年はバス見学研修会に行けることを祈っております。
- 増田 稔 (常任理事・社会貢献研修委員長)**
新年おめでとうございます。今年創立70周年、コロナに勝って盛り上がりましょう。微力ですが、頑張ります。
- 埜 英幸 (常任理事・広報委員長)**
このような状況だからこそ法人会のメリットを発信し続けてまいります。本年も宜しく申し上げます。

- 熊谷 昌之 (常任理事・財務委員長)**
明けましておめでとうございます。姿の見えないコロナウイルス。新年の挨拶そこそこの自衛行動になり、予防規律を守って皆様に迷惑を掛けよう努めます。
- 奈良部 宏 (常任理事・第2支部長)**
昨年3月頃から発生したコロナ禍。これによる未曾有の不景気。3密を避けつつ異業種交流を進めていきたい。
- 鳥山 金一郎 (常任理事・第5支部長)**
昨年来のコロナ禍で日本中の企業が減収減益を余儀なくされています。そのような中でも法人会会員は気力を奮って力強く生きていくのではないかと考えております。
- 飯村 早苗 (常任理事・女性部会長)**
Zoomなど、今まで躊躇してきたことをやるハメになった昨年。今年は何事も前向きにトライ！を心掛けます。
- 吉田 宗之 (常任理事・青年部会長)**
家族懇親会は年に1度「家族ぐるみの交流を」と数十年に渡って継続されている企画です。今年も善き伝統は守り、常に革新を求め青年部会でありたいと思います。

法人会 あの店・この店



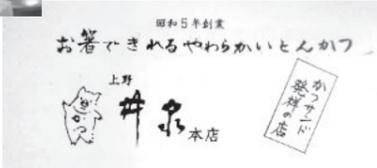
1




とんかつ
井泉本店

東京都文京区湯島 3-40-3
TEL. 03-3834-2901
URL. <https://www.isen-honten.jp/>

昭和五年創業 かつサンド発祥のとんかつ料理店でございます。ヒレ定食(1,900円)、かつサンド9切れ(1,400円)などご用意して皆様のご来店お待ちしております。お持ち帰りのご用意もございます。



2



洋菓子
マミーズ・アン・スリール

東京都文京区西片 1-2-2
TEL. 03-3812-0042
URL. <http://www.mammies.co.jp/>

「子供には、安全で美味しいお菓子を食べさせたい」そんなシンプルな思いから始まった、アップルパイのお店です。自家製カスタードの上に、ゴロゴロりんごを乗せた自慢のアップルパイです。

3




鮮魚
湯島よろずや

東京都文京区湯島 3-32-11
TEL. 03-3836-3938
URL. <https://www.yorozuya.info/>
営業時間 午前 10:00 ~ 午後 6:00
定休日 日曜・祭日

湯島よろずやは、昭和初期の創業、湯島天神下の鮮魚とこだわりの自家製味噌による魚の味噌漬け店です。魚の種類によって塩のふり方を変え一晩寝かせ注文後に自家製の味噌に漬ける製法です。こだわりは味噌だけでなく、鮮魚も毎朝市場で目利きをして仕入れたものを使用し作り上げております。味噌漬けの美味しさを皆様に感じていただければ幸いです。御進物用に地方発送も承っております。

4




チーズ料理専門店
湯島ワンスラクレット

東京都文京区湯島 3-36-10
永山ビル 1F
TEL. 03-3831-3969
URL. <https://raclette.jp/>

珍しいスイスワインと、世界のいろいろなチーズを使ったチーズ料理バル！！新鮮野菜とフレッシュ・ウォッシュ・ブルー・白カビなどのチーズとの料理が楽しめるお店♪野菜の日替わりメニューいろいろ！野菜ソムリエのスタッフが育てた農園野菜・珍しい野菜を作る千葉四日市の農家さん・千葉船橋のイタリアン野菜を中心に栽培する農家さんから直送！お料理の盛り付けもこだわった野菜やチーズ料理・ピザ・パスタ・デザートもおすすすめです。



5




伊勢うどん
二代目甚八 本郷店

東京都文京区本郷 3-22-9 眞鍋ビル 1F
TEL. 03-3868-2819
URL. <http://www.yebisu-company.co.jp/s-jinpachi/>

昭和49年、三重県で「地域に愛されるうどん店」をモットーに小さなうどん店を開きました。そして2010年、三重から東京へ。三重を代表する食事「伊勢うどん」をはじめとしたメニューで、地元の魅力発信と食の提供に励んでおります。ここ、東京本郷では、お客様の毎日通えるうどん屋さんで在るために、うどんとともに、野菜を豊富に用いたサービスも提供させていただいております。また、需要が高まっている、テイクアウトニーズにもお応えできるよう、手づくりのお弁当もご準備いたしております。美味しい三重の味を、是非一度、ご賞味下さい。



法人会の活動

法人税の基礎講座
—法人税申告書の作成までを学ぶ—

法人税の基礎講座「研修シリーズ」が11月5日(木)、午後1時30分より湯島天満宮「梅香殿」に於いて開講した。例年6回シリーズで開催してきたがコロナ禍のため今年は3回で修了することとなった。講師は税務署の杉山調査官でテキストを基に法人税申告書の仕組みなど決算書の作成手順を学んだ。



▲講師を務める杉山調査官

源泉部会10月税務研修会及び健康講演会を開催

源泉部会(横澤部会長代行)による税務研修会及び健康講演会が10月22日(木)、午後1時30分より湯島天満宮「参集殿」に於いて開催された。当日は第1講座として税務署の沼田渉副署長より

「給与所得に対する課税の概要」また第2講座として(一財)全日本労働福祉協会保健師の岡田朝世先生から感染症予防について「インフルエンザ等から身を守るために」をテーマにご講演をいただいた。



▲本郷税務署の沼田渉副署長



▲(一財)全日本労働福祉協会保健師の岡田朝世先生

“税を考える週間”署長講演会&健康講演会を開催

社会貢献研修委員会(増田委員長)及び本郷税務連絡協議会共催による、“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&健康講演会」を11月11日(水)、午後1時30分より東京ガーデンパレス「高千穂の間」に於いて開催した。第1部署長

講演会では「日本の財政について」と題して横矢寿彦署長よりまた、第2部健康講演会はフリーキャスター、健康管理士、漢方養生指導士の和田奈美佳先生が「運動、食事、睡眠との上手な付き合い方～生活習慣病の予防～」について話された。



▲本郷税務署 横矢寿彦署長



▲講師のフリーキャスター、城西国際大学非常勤講師、健康管理士、漢方養生指導士 和田奈美佳氏

令和2年分年末調整説明会を開催
—源泉部会主催—

令和2年分「年末調整説明会」を源泉部会(横澤部会長代行)の主催で10月30日(金)、午後1時30分より湯島天満宮「梅香殿」(写真右)また、11

月9日(月)午前・午後医科器械会館(写真左)で開催され50数名が出席した。



▲講師を務める大野上席調査官



青年部会家族懇親会2020
青年部会長 吉田 宗之

毎年恒例の家族懇親会も昨年はコロナ禍により「家族を呼ばない縮小型」を企画していましたが、直前に方向転換。「一年間我慢続きだった家族に楽しい一日をプレゼントしよう!」と例年通り決行しました。

とは言えマスク着用や手指消毒、ディスタンス確保、常時換気、1テーブル1家族での食事など守るべき処はしっかり守りながら。会場は虎ノ門ヒルズにあるアンダーズ東京のパーティールーム。定番のビンゴも行い、ここぞとばかりに子供たちの笑顔と笑い声が響き渡っていました。



▲和やかな雰囲気の中での家族懇親会

社会貢献活動

法人会では地域貢献活動の一環として管内の11カ所に34個のプランターを設置しております。



▲向丘地域活動センター



▲天神下派出所

令和2年度 納税表彰

令和2年度納税表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたが、11月16日(月)、税務署5階会議室に於いて贈呈式が行われました。

下記の方々の受彰に対して心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

東京国税局長表彰



上田 清氏
(本郷納税貯蓄組合連合
会副会長・法人会理事)

税務署長表彰



飯村 早苗氏
(常任理事)



佐藤 潤一氏
(常任理事)

税務署長感謝状



天野 徳久氏
(常任理事)



重本 康成氏
(理事)



鳥山 金一郎氏
(常任理事)

令和2年度 中学生の「税についての作文」受賞者 (敬称略)

👑 本郷納税貯蓄組合連合会 会長賞 大人になるにつれ税金を知っておこう	文京区立第六中学校	第3学年	関根 華花
👑 本郷税務署長賞 私たちは期待されている 支え、支えられ。	文京区立本郷台中学校 文京区立第六中学校	第3学年 第3学年	朽木 彩夏 中村 智美
👑 東京都文京区税務所長賞 税金の使い方について	文京区立第六中学校	第3学年	山崎 帝
👑 文京区長賞 再認識された税金の役割	文京区立第六中学校	第3学年	前田 雄登
👑 東京商工会議所文京支部 会長賞 日本の税金を世界へ	文京区立文林中学校	第2学年	荒川 南実
👑 本郷彰友会 会長賞 もしも税金が存在しなかったら	文京学院大学女子中学校	第3学年	小林 美愛
👑 東京税理士会本郷支部 支部長賞 税の道	文京区立第六中学校	第3学年	和田 莉奈
👑 一般社団法人本郷青色申告会 会長賞 私たちの生活を支える税金	文京区立第六中学校	第3学年	敷井 繭子
👑 公益社団法人本郷法人会 会長賞 税金で豊かさを実現	文京区立第八中学校	第3学年	田中 里実
👑 本郷間税会 会長賞 税金の基本のキ	文京区立第六中学校	第3学年	田村 孔明
👑 本郷小売酒販協議会 会長賞 税をもっと深く	文京区立第八中学校	第3学年	福田 二胡
👑 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞 生活を支える「権利」	文京区立第八中学校	第3学年	皆川 真麻
👑 全国納税貯蓄組合連合会 学校感謝状	文京区立文林中学校		

令和2年度「税に関する絵はがきコンクール」受賞作



本郷法人会女性部会長賞
吉富 由都希さん
(誠之小学校 第6学年)



東京都文京区税務所長賞
疋田 天藍さん
(本郷小学校 第6学年)



本郷法人会会長賞
久保寺 悠香さん
(本郷小学校 第6学年)



本郷税務署長賞
西岡 幸香さん
(駕籠町小学校 第5学年)



文京区長賞
今井 小百合さん
(本郷小学校 第6学年)

令和2年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (敬称略) 裏表紙に作品を掲載

駒本小学校 第5学年 小倉 佳大	誠之小学校 第6学年 山本すみれ	根津小学校 第5学年 石井 公乃
駒本小学校 第6学年 堤 さくら	誠之小学校 第6学年 柿沼 七穂	本郷小学校 第6学年 沖 理央
汐見小学校 第6学年 二階堂桜妃	誠之小学校 第6学年 堀 智理	本郷小学校 第6学年 高橋 怜大
昭和小学校 第6学年 福本 侑加	誠之小学校 第6学年 荻村紗矢香	本郷小学校 第6学年 望月 璃良
誠之小学校 第5学年 長瀬 陽大	誠之小学校 第6学年 岸 香恋	本郷小学校 第6学年 服部 穂花
誠之小学校 第5学年 上原咲希乃	千駄木小学校 第6学年 田尻 恋音	本郷小学校 第6学年 福山 丈士
誠之小学校 第6学年 秋山 紗世	千駄木小学校 第6学年 保坂亜沙美	

令和2年度「税の標語」優秀賞 (敬称略)

👑 本郷間税会会長賞 (優秀作品) 「買い物で 私も立派な 納税者」	文京区立本郷台中学校	第1学年	高橋 亜希
👑 本郷税務署長賞 「消費税 ほくらも小さな 納税者」 「見つけよう あなたの周りの 生きる税」 「納税は 自分と世のため 他人(ひと)のため」	文京区立誠之小学校 文京区立第六中学校 学校法人村田学園村田女子高等学校	第5学年 第3学年 第2学年	里見 亮太 河野 想 関口 翔子
👑 東京都文京区税務所長賞 「税金で つくろうみんなの 明るい未来」	文京区立汐見小学校	第6学年	飯塚やよい
👑 文京区長賞 「見直そう 正しい税の 使い道」	文京区立湯島小学校	第6学年	清水 柚希
👑 全国間税会総連合会 入選 「消費税 私も小さな 納税者」	文京区立昭和小学校	第6学年	井手 春希
👑 東京国税局間税会連合会 入選 「一割が 未来を変える 消費税」 「コロナ禍は e-Tax で 人助け」	文京区立本郷小学校 学校法人村田学園村田女子高等学校	第6学年 第2学年	片岡 怜子 谷山 詩織

令和2年度 中学生の「税についての作文」
本郷税務署長賞

私たちは期待されている

文京区立本郷台中学校 三年 朽木 彩夏

小学校のころからよくみる言葉がある。それは、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」教科書の裏側にかかっている。これを目にすると「がんばらなきゃ」という気持ちになる。

税金について調べてみると、国の歳出で最も多いのは社会保障費だということがわかった。私たちの健康や生活を守ることに一番使われているということだ。ここ数か月、感染の拡大が心配され、いろいろな制約を私たちに課してきた新型コロナウイルス感染症に対する対策では、たびたび社会保障として税金を投入し、経済や私たちを守ろうとする政策が話題になっている。コロナにかかっても医療費が高くて病院に行けないという海外のニュースも目にした。でもコロナに関わらず、私たちは風邪をひいたり、けがをしたりしたら、すぐ病院に行くことができる。しかも私たち中学生は医療費がかからない。それは税金から医療費を出しているからだ。とてもありがたいことだ。

また、私たち中学生も税金によって支えられている。当たり前のように持っている教科書もそうだった。そしてこのコロナ禍で私たちの文京区の中学校も休校を余儀なくされた。その中で行われたオンライン授業。学校や区はたびたび私たちの親にこの体制を速やかに確立すべく、オンライン授業に必要なパソコンの貸し出しなど様々な情報を送り、対応してくれたようだ。今後は年度内に中学生も小学生も一人一台配布されることも決まっている。いろんな学習の場面で税金が投入されている。税金は将来の私たちへの投資でもあるのだ。

消費税率が10パーセントに上がったとき、母と私は「買い物するときに高くなるからいやだね」と軽く話していたが、そのたびに父は、みんながきちんと税金を納めないと将来私たちの世代に借金を残すことになる、納めるべき人が正しく納めて、豊かな国を維持していかなければいけないんだ、と口をはさんできた。今回、改めて税金のことについて考えて、その大切さがよくわかった。本当に助けを必要としている人を守るため、そしてよりよい社会の実現のために税金は使われているということがわかった。では、今の私に何ができるのか。今はまだ納税はできない。おこづかいで物を買って消費税を支払うことはあるけれども、それは本当の意味で私が税金を払っているわけではない。今は社会や家族が支えてくれていることに感謝して、将来、おとなになったとき、きちんと納税できる人になれるように知識や技術を身につけ、日々努力していきたいと思う。

令和2年度 中学生の「税についての作文」
本郷税務署長賞

支え、支えられ。

文京区立第六中学校 三年 中村 智美

ここ一週間、私の姿に気がつくとき計に目をやり、「あっ、もうこんな時間、ごめんねちょっと待って。」と疲れた母が言う。

2019年、夏休みが終わってすぐのまだ暑さが残る週末、ひとり暮らしをしていた祖母が家で倒れ入院したのだった。検査の結果、リハビリをしても一人での自宅生活は難しくなった。父の仕事で二、三年毎に転居をするので、一緒には暮らせない。母は介護保険制度を利用して公的支援を受けるための準備や相談で一日中忙しくしていた。実際の手続きは半日のみ。一日では終わらないので私も同行することになった。

初めて聞く言葉も多く大量の書類にも驚いたが、時間もあつたので自分なりに調べてみることにした。祖母が利用する介護保険制度は四十歳以上の人納付している介護保険料と税金で賄われている。六十五歳から介護が必要となった場合、審査や認定調査を受け介護制度が決定され必要なサービスを受けられる。社会全体で高齢者本人や家族を支えてくれるシステムだと分かった。

祖母とは年に一、二度しか会うことができず、倒れるほど足腰が弱くなっていくことに気づけなかったのだ。祖母の入院中の医療費も私たち六十四歳以下とは区別されて高齢者医療制度として負担割合も違っていることを知った。今回、祖母の生活を支えるために地域包括支援センター、ケアマネージャーさんたちが離れている家族に代わり、膨大な量の書類をつくり、私たち家族に寄り添い、真剣に考えてくださった。退院すると祖母はサービス付き高齢者向け住宅で、食事や洗濯など生活のサポートを受け、訪問看護師さんと足のリハビリをすることになった。年金暮らしの祖母が生活の全てのサービスを受けてお金は足りるのか心配で母に聞いてみた。「働かざる者、食うべからず。」母から耳にタコができるほど聞かされた言葉だ。人は生まれる前から検診などの医療、生まれてからの予防接種や教育と税金の恩恵を受けて大人になる。社会人となり様々な種類の税金を納める。高齢になるとまた税金の恩恵を受けるのだと教えられた。

少子高齢化加速時代、年金の受給が難しくなるから年金加入でさえ損をすると思う若者もいるらしい。しかし働く前から食べているのだから納税する立場になったときは、自分の将来のためだけではなくすでに受けてきた支えに恩返しするべきだと感じた。ずっと現役として納税してきた祖母や高齢者の方々が今必要としているサービスを安心して受けられる制度を私もしっかりと支えることができる人になりたい。

感染防止のため、今は会えない祖母も高齢者施設でたくさんの人達に囲まれ、笑顔で新しい生活を送っている。祖母の安心安全と健康を支え守ってくれる「税」が私にとって近くに感じた。

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

～ 本郷税務署から確定申告のお知らせ ～

申告・納税：所得税及び復興特別所得税・贈与税は令和3年3月15日まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和3年3月31日まで

申告書の作成・送信は、e-Taxで！ 新型コロナウイルス感染防止の観点からも、是非ご利用を

- ① 「国税庁ホームページ」へアクセス！
所得税、消費税及び贈与税の申告書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)



スマホはこちら！



- ② 申告書を作成し、e-Taxで送信！
画面の案内に従って金額などを入力することで申告書を作成できます。
作成した申告書は、マイナンバーカード または IDとパスワード（※）を使って送信します。
※ ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。
届出をする場合には、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

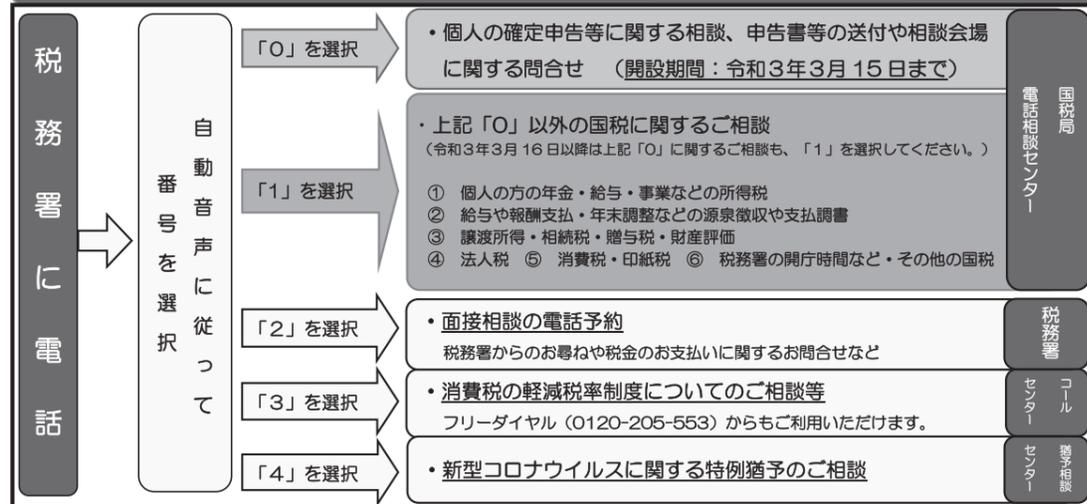
申告書作成会場を上野合同庁舎（東京上野税務署）に開設します
混雑回避のため、申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、事前に日時指定の入場整理券を手当てできます。
- 入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。

会場 上野合同庁舎（台東区池之端1-2-22）
期間 令和3年2月16日（火）から3月15日（月）まで（土、日、祝日を除く。（※））
※ ただし、2月21日（日）、28日（日）は、東京国税局（中央区築地5-3-1）にて相談・受付を行います。
時間 受付 午前8時30分から午後4時まで（提出は午後5時まで）
相談 午前9時15分から午後5時まで

（注）この期間、本郷税務署には申告書作成会場はありませんのでご注意ください。

電話による国税の一般的なご相談は電話相談センターへ！



税務署でのご相談は事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。
まずは、電話で相談日時をご予約ください。（音声案内に従って「2」を選択）

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。詳しくは

23区内に事業用家屋及び償却資産をお持ちの方

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置について

◆ 「中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が一定程度減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

- ・申告書は東京都主税局ホームページよりダウンロード・印刷することができます。
- ・特例対象資産一覧、収入が減少したことを証する書類（写）、（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）を添付してください。

なお、申告書裏面に認定経営革新等支援機関等の記名・押印が必要です。
認定経営革新等支援機関の認定を受けている税理士、公認会計士、中小企業診断士等のもとより、受けていない税理士等であっても対応できる場合がありますのでご確認ください。

申告期限 令和3年2月1日（月） 消印有効
※窓口混雑緩和のため、郵送をご利用ください。

詳細については、主税局のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 東京23区固定資産税コロナコールセンター 03-3525-4106
または資産が所在する区にある都税事務所

23区内に土地をお持ちの方

住宅用地の申告はお済みですか？



1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）で一定の要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税（23区内）が軽減されます。軽減を受けるためには、申告が必要です。令和3年2月1日（月）までに、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に申告してください。

【お問い合わせ先】 文京都税事務所固定資産税課土地班 03-3812-3241（内線 331～333）

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小しております。
詳細は、主税局ホームページをご覧ください。 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/raicyou.html>